

日本東亞同文書院編

(第十四冊)

中國省別全志

綫裝書局

第十四冊

第七卷 陝西省(二) 大正七年 一九一八年 東亞同文會 一

第七卷

陝西
省
(二)

大正七年
一九一八年
東亞同文會

第六編 主要物産及工業

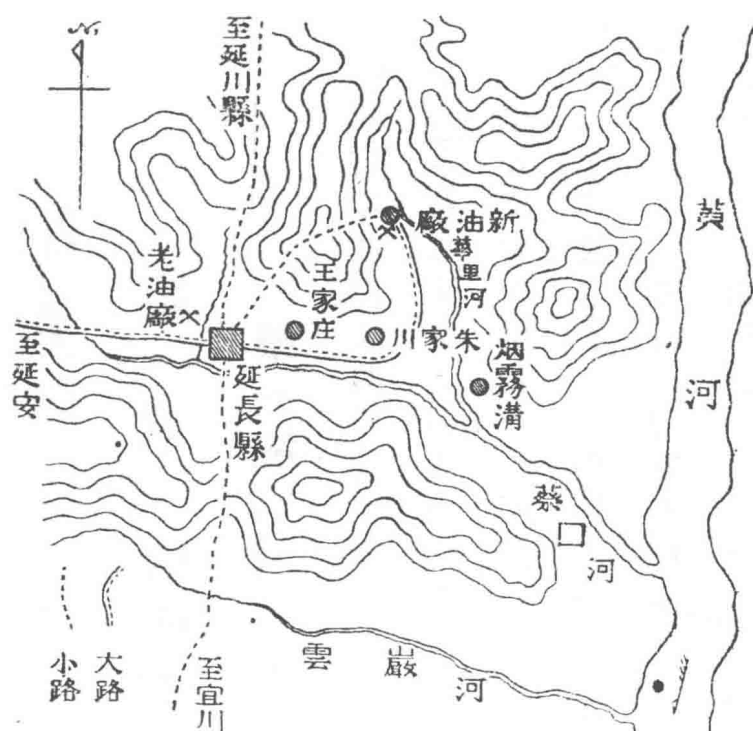
第一章 陝西省の石油

第一節 概説

陝西省の礦山は其の埋藏額に於て決して山西に劣るものにあらず、只地僻遠なるのみならず、黄河の東半部を限るあり、南方亦交通機關發達せざりしを以て實地踏査に少なからざる不便あり、是以世上に紹介せられたるもの少し、然るに民國三年前後に於ては稍鑛産の豊富なること人の知る所となり、殊に米國の陝西直隸に於ける石油採取の利權獲得あり、一般の注意は陝西鑛産の上に注がるに至れり、今項を分つて之れを詳説せん。

第二節 石油の產地及び油廠

陝西北部即ち延長縣を中心とし、北は延川縣に至り、南は宜川縣に達し、西は膚



延長縣油井地圖略

施縣に至り、東は黄河に及ぶ、此の一帯の地方は東西約三百七十支里、南北三百餘支里あり、而して延長縣の烟霧溝、朱家川、王家庄最も著る、右三箇所の鑛區を合し面積凡そ八百八十九萬坪ありと云ふ、烟霧溝は本縣城を東に去る二十支里、朱家川は同じく東方五支里、王家庄も亦東方二支里半に在り、此の外近來日本留學生たりし或る支那人は歸郷後陝西同官(自西安二日程)宜君、甘泉の各縣にも石油鑛を發見し、試験の結果、油質遙に延長に優るものとありと發表せり。

惟ふに陝西の石油脈は南は同官より起り殆ど一直線に北に走り延安府下一帯に擴まり延長、延川の各縣を過ぎ、山西北部に至るものなら

む。

而して現今油廠の設備あるもの二所あり、其の一は舊來より陝西省民の經營せんと企て資金の關係より遂に省官憲の管理に歸せしものにして、延長縣城の西門外里許にあり、之を老油廠と云ふ、其二は現に米人の經營中にして華里河に在り、此處は城を距る東北二十支里に位し、山道を過ぐる時は十支里にして至るを得、之を新油廠と云ふ。

第三節 老油廠

第一 沿革

該石油鑛は光緒二十九年北洋顧問ハンネッケルが初めて試掘せしものにして、其後、同三十三年陝西巡撫曹鴻勳が銀三萬元を投じて採掘し、一日平均約三千餘斤を汲み取りしと云ふ、宣統元年農工商部は時の巡撫恩壽に對し、是が詳細の調査を命じ政府自ら石油採掘に従事せんとせり、於是陝西人は之に反對し、一百萬兩の株式會社を組織し、拂込金拾萬兩とし漸を追ひ進むの計畫を立て、之を民

業に委ねられんことを請ひ、許可を得たるも陝西人民は其豫定の金額を集むる能ず、是以巡撫恩壽は二千萬兩の官商合辦案を奏請し裁可せられたり、然れども是れ亦實行の運びに至らず、されば再び政府は民間にての採掘不可能なるを見、農工商部、郵傳部、度支部等協商し、農工商部度支部よりは各々二百萬兩を支出し、郵傳部にて潼關迄鐵道を敷設し、之が採掘に従事せんとせり、此時再び陝西人は反對運動を起し、三十萬兩を集め民間にて之を經營せんとす、而れども之れ又實行せられず。

斯くの如く官營とすれば陝西人民の反對する所となり、民營に委ねんか開採せらるゝことなし、依て政府は止むなく次の如き方法を採るに決す。

一、資本金を六百萬兩とす、

二、該資金の六分以上を人民にて負擔するときは民營とす、

三、資金の民資に係るもの半なる時は官商合辦とす

四、民資が總格の四分以上なる時は官營とす、

陝西人も此方法には同意する處あり、極力其資金勸誘に力めたりと雖も、容易

に其資金を得る能はず、爾後幾度か變遷を重ね、現今の陝西省官業となれり、該油廠は本縣城西門を過ぎ一溪流を越へ直ちに對岸の高地に設けられたるものにして、面積三千餘坪に過ぎず。

而して支那政府は美孚石油會社と契約後、國產石油に注意し來り、石油鑛統轄の必要を認め、全國を六大區に分ち各區に監督一人を置き採掘を行ふの計畫を立てたり、今其の區域を見るに次の如し。

一、直隸、南京

二、奉天、吉林

三、山西、陝西、

四、湖南、湖北

五、四川、甘肅、雲南

六、廣東、廣西

而して熊希齡を全國籌辦石油事務局總辦とし、初め直隸省建昌及び陝西省延長より試掘に着手し、且兩所に測量事務局を設置せり。

次ぎて農工商部參事、張軼歐を建昌に派遣し、建昌油鑛總辦とし、延長測量局には全紹棠を總辦とし、西安に駐在せしめ、譚煥章を會辦とし、延長に派し、其開採に従事せしむ、四年二月全總辦の内務部簽事に轉任すると共に、譚會辦に總辦署理

を命ぜられたり。

行政整理により、三月十一日大總統令にて全國石油鑛督辦處は撤廢せられ、其事務は農工商部に歸屬せり。

第二 石油廠の組織

該油廠は既述せしが如く陝西省官營にして幾度か民間に於て經營せんことを企て奏請し、幸に其許可を得しも、資金調達意の如くならずして常に失敗に終り、今尙ほ農商部監督の下に從來の姿にて繼續せらる。

抑も本廠は光緒三十三年四月延長縣知縣洪演の發起せるものにして、當時の資金を二萬兩とし、技師馬雙寶の下に日本人佐藤彌一郎外八人ありて經營に従事せるも、宣統元年後は日本人は歸國せりと云ふ、而して現今は事務總理として張少房氏其職に當る、現在の工場はその規模甚小なれども大に整頓し、工場その他の建築物は大小四棟にして、事務室、工場、貯油庫、機關室に分れ、運轉機は十五馬力(現今十馬力に減ず)にして動力には石炭を用ふ、作業は機關、鐵工、製箱、製罐、貯油分析試驗等の各科に分ち、各科に科長を置く、其の事務員は八名にして職工十六

名あり。

第三 採油法及採取量

本地の採掘には機械及び人力の兩方を用ふ、鑛油を汲出する油井の深さは最深のもの八百九十尺、以下七百八十尺二百九十尺のもの等總て四個にして此處に設くる櫓臺の高さは約二十五間なり。

汲出したる原油は油池と稱する油溜に貯へられ、後製油科に於て之を精製す而して油池は油井より遠からざる所に設置せられ三吋乃至二吋半位の鐵管にて原油を導き此處に溜む、油池はセメント製八尺平方の槽にして深さ一樣ならず一丈二尺、一丈六尺、五尺の四種あり。

本廠内使用の苦力は毎日一定せずと雖も、大概一日十七人乃至二十人にして一日の汲出油量は、時により異り、隨時汲出するを以て其幾何なるを明言する能はず、又現に従事する者と雖も之を知らざる有様なり、然れども毎年の總產出額を聞くに最多量三十萬斤にして、最少量に至りては十萬斤に過ぎずと云ふ、而して毎日苦力一人の賃銀は三百文乃至五百文なりといふ。

本廠開採の當初、陝西巡撫曹鴻勛が官金三萬兩を投じ採掘せし時一日汲出量優に三千餘斤を算せしと云ふ、是を以て見る時は一年百萬斤を汲出する事となる、然るに爾後油井の二個は汲出不能となりたるを以て、量も亦從て減少したり。此の外、人力に依り採掘する油井は東門外蔡口河の對岸に一個所ありと雖も、其量至て少く云ふに足らず、規模小にして敷地面積四、五百坪に過ぎず。

第四 石油の品質及び價格

本地汲出の石油の品質は上等なれども、未だ米國の「ウァーターホワイト」即標準油に比する時は其精製法拙劣なるを以て之に劣る事數等なり、されど其法宜しきを得る時は正しく此等標準油に比して劣る所なしと云ふ。

一、原油は黒褐色を呈し、三七八度の比重を有するものなり、その成分左の如し。

揮發油

百分の一六・五

燈油

百分の六二・〇

重油

百分の一〇・〇

パラフィン

百分の二・〇

價格は產地に於て一斤約五十文(我が五錢七、八厘に相當す)而して西安に於ける市價は一斤約百文にして我が十二錢に相當す、尙該石油公司の卸賣價格は一箱(二罐入、一罐二十四斤)我が約六圓に相當し、頗る高價なるも約二百邦里の輸送費と利益とを見積るを以て、以上の如く高價に達するなり。

此の石油廠は陝西省の官營にしてその利益は省の歳入となるがため西安に延長石油公司なるものを官設し、販路の擴張を企圖し居れり、而して該公司是陝西實業司の直轄にして油價を一定し、一般人民の需要に應ずるは勿論、官衙及び軍隊、學校等に於ては外國油を購入せず、力めて該石油を購入使用すべきことを諭告し居れり。

現今西安市場に於ける該公司の石油販賣高は一箇月約三十兩乃至七十兩の小額に過ぎずして、需要者甚少きが如し、其原因は石油の價格不廉なる爲め從來點用せる安價の菜油を用ふる者多きと、一は又風氣未開のため洋燈を用ふる者多からざるによる。

第五 荷造及び販路

石油の荷造は頗る簡單にして葉鐵製の罐に入れ、密閉し二罐を一括して、木製の箱に入る、毎罐二十五斤を有す。

従前四個の油井より汲み出せる當時は其量大にして遠く各省に運到せしも、現今は著しく其量を減ぜしを以て、本省内及隣省二、三の需要を満すに過ぎずと云ふ、而して一箱の市場價格は銀三兩八錢内外とす、其の運搬路は同官及び韓城以北は荷馬車不通なるを以て、延長石油を西安に運搬するには、現今は凡て馬背に依り宜川、洛川、を経て同官縣に輸送し、同地より荷馬車又は驢馬に駄載し西安に送達す、又其の一部は延長の東方に於て黄河を越え山西省に運搬せらる、而して韓城、同官方面へは黄河を利用し船によりて其の一部分を輸送し居れり。

要之該石油の輸送は黄河及渭水により各地に送達すること最も便利とする所なりと雖も、此の河岸へ出す迄の道路に一大工事を施さずんば完全に其目的を達すること能はざる状態にあり。

第四節 延長縣石油と美孚石油會社

農工商部は曩に國內鑛山を國有とし、以て財源を豐にするの案を立て、國務院に提出し、時の內閣總理熊希齡の賛成を得、熊總理の辭職後、之を政治會議に提出し、其審査に附せんことを大總統に建議し、承諾を得たり、該案の内容は國有鑛山の資本は外債により急速の進歩を圖り、其收益を以て十年間に外債を償却し、晚くも二十年後には國家の財源となす可し云々と云ふに在り、而して民國三年二月中旬支那政府と美孚石油會社との間に延長石油鑛の合辦契約締結せられたり。

スタンダード會社は油價維持の爲めに早くより此延長石油鑛に着目し、先年政府大借款不成立の爲め甚しく財政困難なるを見、延長石油採掘權を抵當とし、米貨壹千萬弗の貸與を申込みし事あり、當時政府は陝西省民の反對を恐れ、外債を起すこと能はざりしなり。

中米石油合辦契約

第一條 スタンダード石油會社は實力ある調査員一名或は數名を速に陝西省延安府、直隸省承德府及び兩所附近の地方にある石油產出場所に派遣し、詳細に之が調査をなさしむべきにより、支那政府は案内者、通譯官、人足及び護衛の軍隊を派遣すべし、而して此等の事に要する費用一切は支那政府及スタンダード石油會社に於て分擔すべきものとす。

第二條 調査の完了したる後、或は調査期間に於て専門家の延安府延長縣或は承德府の石油產出場所が確に有望なることを證明する時は、支那資本家及び米國資本家は乃ち米支合資會社の組織を行ふ、此の會社は米國に於て認可を受け、支那に於て登記すべく、調査完了後六箇月にして開採に従事す。

第三條 會社の株數は美孚石油會社百分の五十五を占め、支那は百分の四十五を占む、此の百分の四十五内の三十七・五は美孚會社より贈與し、支那政府の所得となし、餘の七・五分に就ては支那政府は會社設立の日より二年間の内に原價に照して購買するものとす、若し期間を過ぐるも購買し能はざる時は、尙美孚會社の資本たるべし、此の合同期間内に於ては支那は支那人に非ざる者に